

Q アスベスト調査をしました、「アスベストが検出された」との結果をいただきました。
そのあとはどのような手続き、段取りが必要なのでしょう？

A まず建物解体、改修工事の受注者（元請）は、アスベスト有無に関わらず、事前調査結果に係る書面説明を発注者に行う義務があります。

その他、アスベストの有無に関わらず必要なこととしては、

- ・ 事前調査結果の行政報告（80 ㎡以上の建物解体および 100 万円以上の改修工事等の場合）
- ・ 工事期間中の事前調査結果の備付
- ・ 事前調査結果、作業実施内容の掲示 などが挙げられます。

さて、事前調査で「アスベスト検出（またはみなし）」とされた場合についてですが、以下のような多くの手続きや段取りが必要になります。

- ・ 作業計画書の作成
- ・ （石綿レベル 1～2 の場合）大防法および安衛法・石綿則の届出
- ・ 喫煙・飲食禁止および作業場への関係者以外立ち入り禁止の掲示
- ・ 石綿作業主任者の選任・掲示
- ・ 石綿特別教育者の作業従事
- ・ 各石綿レベルに適応した保護具着用、工法の実施
- ・ 各石綿レベル作業に適応した隔離・飛沫養生、湿潤化、汚染水処理など（石綿レベル 1～2 工事の場合、更に多くの措置が必要）
- ・ 清掃と取り残しの確認・記録
- ・ 事前調査結果、作業内容の記録・保管

など、様々な手続き、段取りが必要になりますので、一つ一つチェックしながら工事を行う必要があります。

